

公の施設の指定管理者監査の結果の公表

地方自治法第199条第9項の規定によって、公の施設の指定管理者監査の結果を次のとおり公表する。

平成30年11月12日

播磨町監査委員 平 崎 泰 彦

播磨町監査委員 宮 宅 良

記

第1 監査の概要

1 監査の種類

財政援助団体等に対する監査（公の施設の指定管理者監査）

2 監査の実施期日

平成30年10月22日

3 監査の実施場所

播磨町立図書館

4 監査の対象

(1) 指定管理者 TRC播磨町（共同事業体）

(2) 施設 播磨町立図書館

(3) 施設所管グループ 生涯学習グループ

5 監査の範囲

平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）及び平成30年度における監査実施日までの期間における公の施設（播磨町立図書館）の管理に係る出納その他の事務の執行状況

6 監査の方法

今回、生涯学習グループが所管する公の施設（播磨町立図書館）の指定管理者監査について、平成29年度及び平成30年度における出納その他の事務の執行状況について所管グループの担当者への聞き取り調査を行うとともに、播磨町立図

書館において、事前に提出された、関係諸帳簿及び証拠書類をもって調査・確認するとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取する方法により、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

第2 指定管理者等の概要

1 施設等の概要

- (1) 名 称 播磨町立図書館
- (2) 所在地 兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番55号
- (3) 建物概要 建築 昭和57年10月(完成)
 構造 鉄筋コンクリート造り
 階数 地上2階建て
 敷地面積 1,123.00平方メートル
 延床面積 1,184.50平方メートル
 用途 図書館
- (4) 施設内容 一般閲覧室、児童コーナー、参考図書資料室、視聴覚室、学習室、事務室、書庫
- (5) 管理車両 なし

2 指定管理者の概要

- (1) 住 所 兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番55号
- (2) 名 称 播磨町立図書館

3 指定管理の内容

- (1) 指定管理者が行う業務の範囲
 ア 施設の利用に関する業務
 イ 施設及び設備の維持管理に関する業務
 ウ 上記に掲げるもののほか、図書館の目的を達成するために必要な業務
- (2) 指定管理の期間
 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
- (3) 図書館管理運営委託料
 管理運営委託料の推移は、次表のとおりである。

(単位：円)

平成27年度 決 算	平成28年度 決 算	平成29年度 決 算	平成30年度 (4月1日の年度協 定書より)
60,683,000	60,683,000	60,683,000	60,683,000

※管理運営委託料の支払いは、年度協定において当該年度分を4期に分割されて

いる。

(4) 平成 29 年度の収支状況

平成 29 年度の収支状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

収 入①	支 出②	①－② (翌年度への繰越金)
61,070,706	61,060,182	10,524

(5) 施設利用実績

過去 5 カ年の施設利用実績は、次表のとおりである。

(単位：日)

(単位：人)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開館日数	329	329	330	326	329
入館者数	189,414	190,785	185,893	179,523	172,904

(単位：人)

(単位：冊)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
貸出人数	92,331	91,116	91,383	88,396	85,358
貸出冊数	322,885	310,935	318,589	310,705	295,755

第 3 監査の結果

指定管理者の管理運営に関する協定書、決算報告書、会計伝票、現金出納簿、預金通帳、支出証ひょう書類及び施設使用申請書類等により、施設の使用状況、出納事務、現金の保管状況等を監査した結果、おおむね適正かつ効率的に行われているものと認められた。

しかし、一部次の事項について、今後、改善及び検討の必要性があると認められたので、必要な措置を講じるとともに、適正な事務執行の確保に努めていただきたい。

なお、軽微なものについては当日、口頭で措置を促した。

1 指摘事項

(1) 管理施設の改修等について

施設の改修・修繕状況資料の中で1件につき20万円未満のものについて町負担分として計上されているものが散見していることについて、協定書は目安であり、躯体に関するものはその限りでなく、基準ではないとの回答を得た。

(2) 備品台帳について

備品の管理状況について、町・指定管理者別の資料を要求したところ、指定管理者購入品一覧表の提出があった。

(3) 図書館の利用者数について

過去5年度の施設利用実績資料から、図書館の利用者数が年々減少傾向にあることについて、当館に限ったことでなく、全国的に減少傾向にあり、インターネット環境の変化により、電子書籍が普及したことなどが要因であるとの回答を得た。

2 意見

(1) 管理施設の改修等について

播磨町立図書館の管理運営に関する協定書第13条第2項に基づき、町負担分は原則として、1件につき20万円以上のものを基準として、管理施設の改修を適切に履行していただきたい。

(2) 備品台帳について

播磨町立図書館の管理運営に関する協定書第17条第4項から、指定管理料により購入又は調達した備品の所有権は、町に帰属するものである。については、指定管理者購入分で町に帰属する備品の台帳作成及び区分整理をしていただきたい。

(3) 図書館の利用者数について

利用者数減少の要因については理解できる。しかし、活字離れや読書離れが深刻な状況にある中で、図書館への期待はより一層高まっている。引き続き利用者の利便性向上や図書館機能の充実に努めるとともに、所管グループとの情報共有を密に行い、利用者数の増加に向けて取り組んでいただきたい。